

# 在外教育施設未来戦略2030

～海外の子供の教育のあるべき姿の実現に向けて～

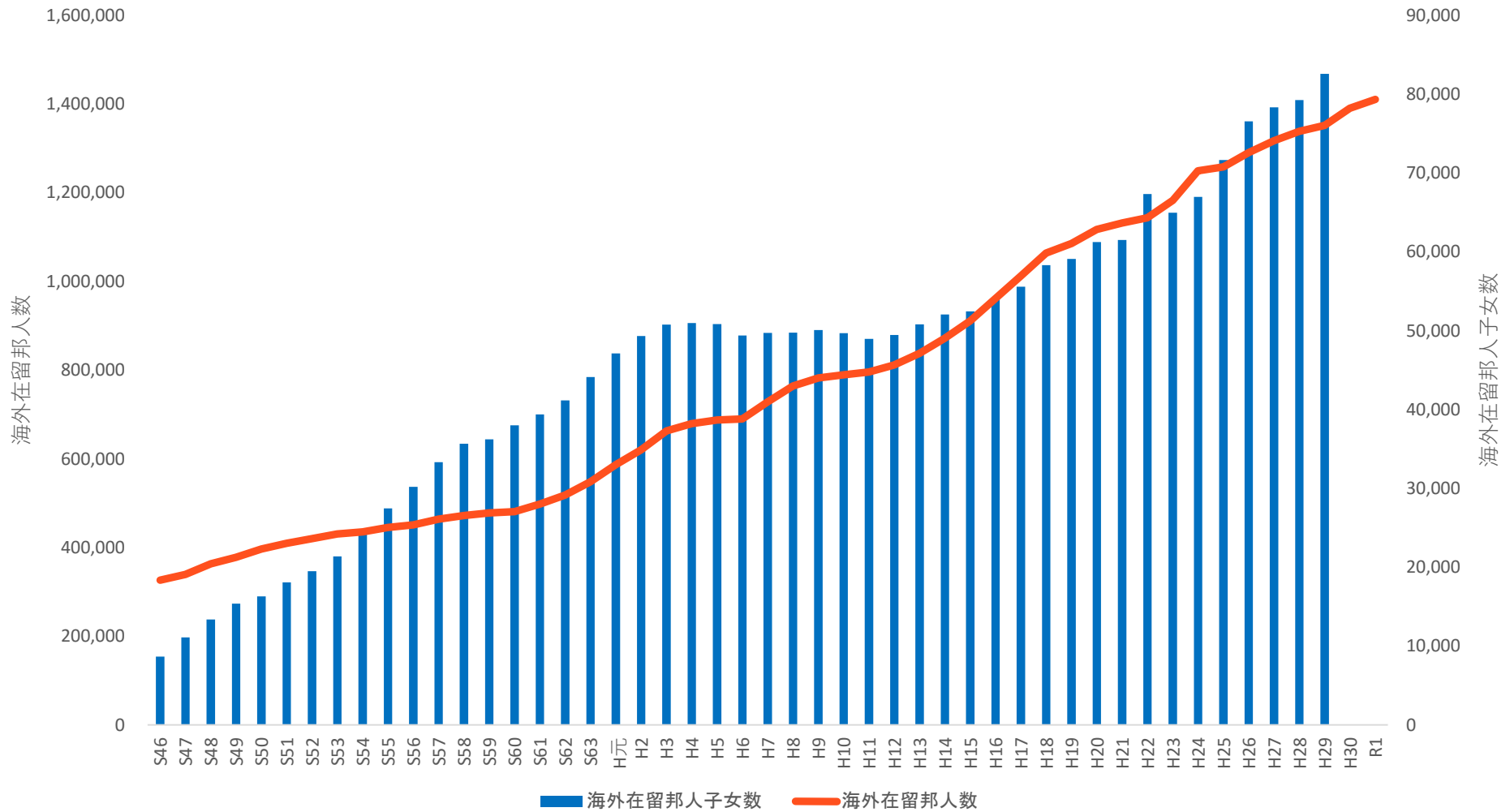
## 参考資料集

# 目次

1. 海外の子供の教育を取り巻く環境の変化	2
2. 在外教育施設の現状	11
3. 在外教育施設に対する支援等	17

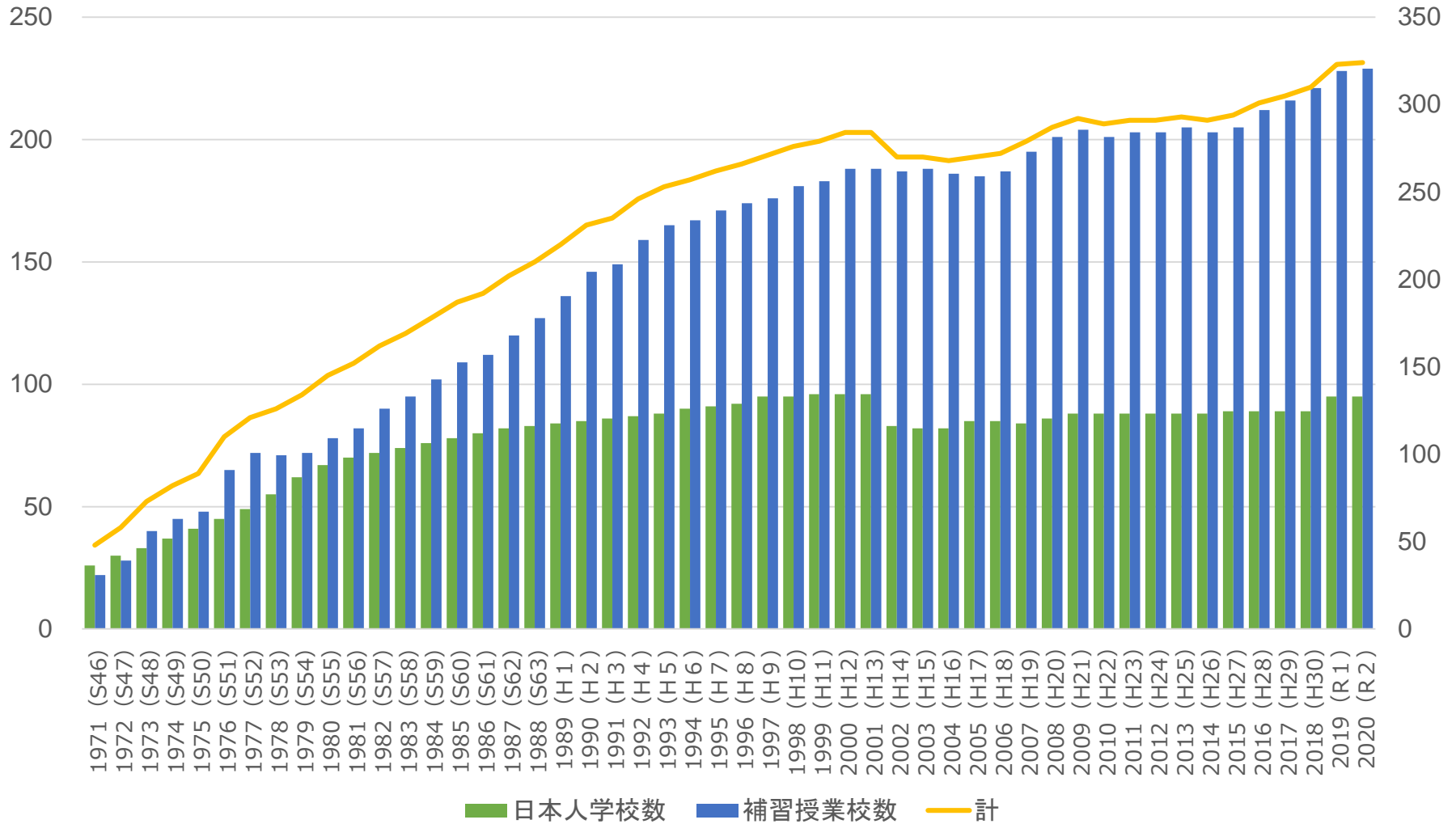
# 1. 海外の子供の教育を取り巻く環境の変化

# 在留邦人・海外子女の推移



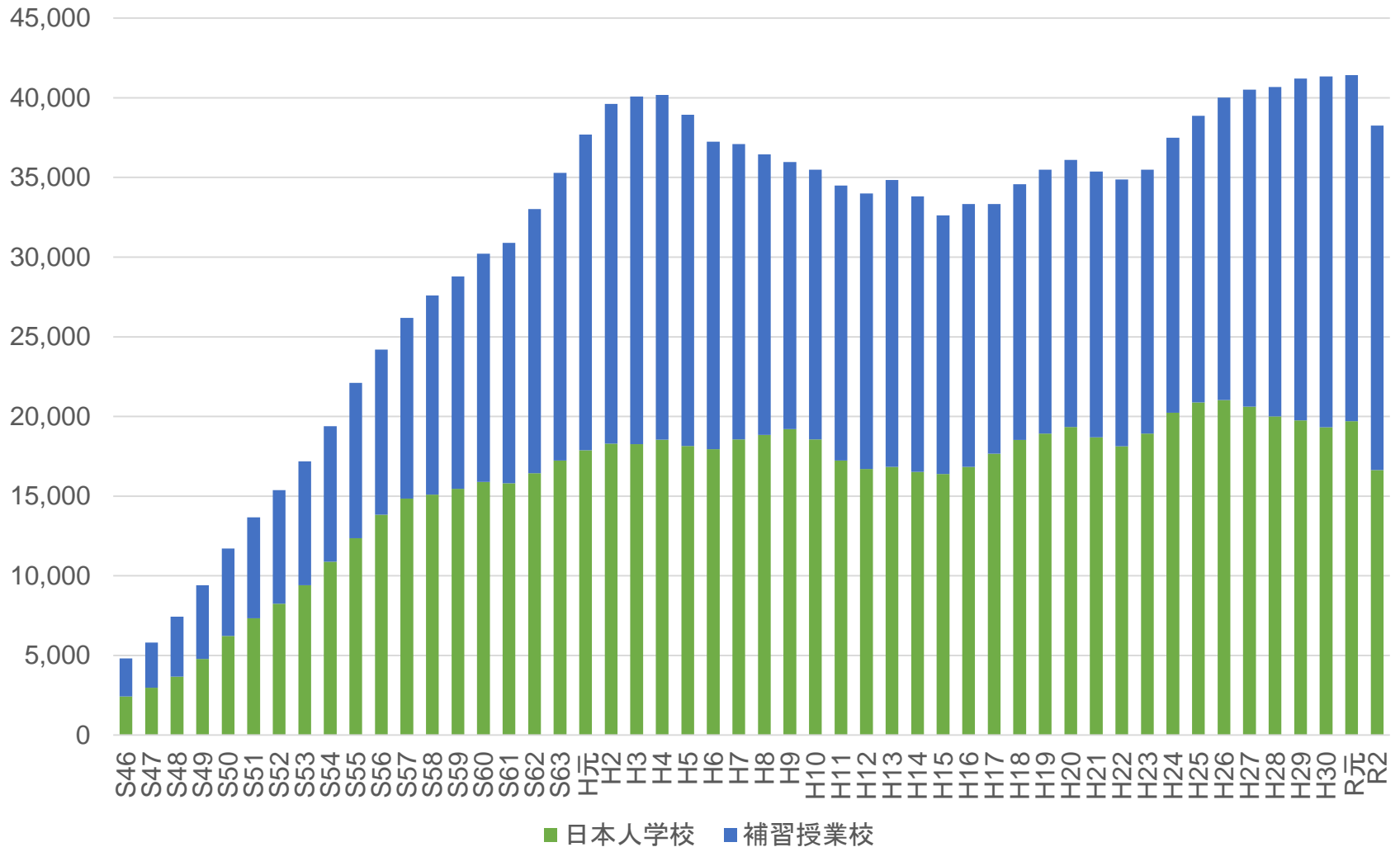
※外務省「海外在留邦人数調査統計」を基に作成

# 日本人学校・補習授業校数の推移



※文部科学省「海外子女教育の現状」、「国際教育課資料集」を基に作成

# 日本人学校・補習授業校の在籍者数の推移



※文部科学省「在外教育施設児童生徒数調査」、外務省「海外在留邦人数調査統計」を基に作成

# 在留邦人・海外子女・日本人学校・補習授業校等の推移 (1971年→2019年)

	1971年	2019年
在留邦人	84,050	1,410,356
海外在留邦人子女数 ※義務教育段階	8,662	82,571 (※2017年)
日本人学校	26	95
日本人学校在籍児童生徒数	2,433	19,703
補習授業校数	22	228
補習授業校在籍児童生徒数	2,384	21,717

# 在外教育施設について

※令和2年4月15日時点

	日本人学校	補習授業校	私立在外教育施設
学校数	95校	229校	7校
児童生徒数	16,633人	21,617人	163人
設立主体	日本人会等の在留邦人組織 等	日本人会等の在留邦人組織 等	日本の学校法人の関与の下、在外教育施設の設置を目的として現地で設立される法人 等
概要	国内の小・中・高等学校における教育と同等の教育を行う全日制学校	土曜日や放課後等を利用して一部の教科(国語、算数・数学が中心)について日本の教科書を用いて授業を行う学校 ※準全日制補習授業校は国語・算数・理科・社会を含む4科目以上を週5日(午後の2時間程度)実施	国内の小・中・高等学校における教育と同等の教育を行う全日制学校
児童生徒	日本人児童生徒(企業等駐在員や永住者の子弟) ※外国籍のみ保持者の受け入れを行う学校もある(上海、アブダビ等)	現地校やインター校に通う日本人児童生徒 ※永住者の子弟や日本語を学ぶ外国籍のみ保持者も多い	日本人児童生徒(日本を中心に世界各地から入学し、寮生活を送る場合が多い)
法令上の規定	○設置・運営についてはなし ○教育課程につき、文部科学大臣の認定 ※告示根拠、国内の小・中・高等学校の課程と同等の課程を有する旨認定	なし	○設置・運営についてはなし ○教育課程につき、文部科学大臣の認定 ※告示根拠、国内の小・中・高等学校の課程と同等の課程を有する旨認定
日本国内上級学校入学資格	中学部を卒業した者は高等学校へ、高等部を卒業した者は大学への入学資格あり(学校教育法施行規則根拠)	なし(児童生徒は現地校やインター校の卒業・修了により日本国内上級学校への入学資格を得る)	中学部を卒業した者は高等学校へ、高等部を卒業した者は大学への入学資格あり(学校教育法施行規則根拠)
教員組織	文部科学省からの派遣教員が中心 ※義務標準法で算定される教員数の8割弱しか派遣できておらず(R2年度)、現地採用教員を学校が独自採用	現地採用教員が中心、ごく一部に文部科学省からの派遣教員(校長等)	学校が採用
国の支援	○文部科学省:教員派遣、教科書の無償給与、教材整備事業補助、通信教育、巡回指導、帰国教師ネットワーク構築 ○外務省:一定の要件(児童生徒数5人以上、授業日数が年間35日以上、公共性あり等)を満たす場合、現地採用教師・講師謝金、校舎借料、安全対策費、校舎特別修繕、耐震化・老朽化対策に係る費用を支援 ○両省:校長研究協議会の開催	○文部科学省:大規模校(100人以上)に基幹的教員(校長等)を派遣(400人超ごとに1人追加)、指導資料の作成配付 ○外務省:一定の要件(児童生徒数5人以上、授業日数が年間35日以上、公共性あり等)を満たす場合、現地採用教師・講師謝金、校舎借料、安全対策費を支援 ○両省:研修会の開催	○文部科学省:義務教育段階では学校法人が日本から派遣する教員に係る支援 ※小・中学部の在籍者が50人以上で、かつ1/2以上が海外在留邦人子女である私立在外教育施設が対象



# 在外教育施設における教育課程に係る規定

## ○ 在外教育施設の認定等に関する規程（平成3年11月14日文部省告示114号）（抄）

（教育課程）

第9条 申請施設の教育課程については、学校教育法及び学校教育法施行規則並びに小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は高等学校学習指導要領の定めるところによらなければならない。ただし、地域社会、当該申請施設又は当該申請施設に在学する児童生徒の実態等から特に必要があり、かつ、小学校等と同等の教育水準が確保できると認められる場合には、その一部について特別の教育課程によることができる。

## ○ 「在外教育施設の認定基準、運営基準及び認定の手続等について」（平成3年11月14日教育助成局長裁定）（抄）

### I 認定基準

#### 第5 教育課程

教育課程の編成については、学校教育法（昭和22年法律第26号）、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び学習指導要領に定めるところによること。ただし、地域社会、申請施設又は児童生徒の実態等から特に必要があり、かつ、国内の学校と同等の教育水準が確保されると認められる場合には、一部について次に掲げる特別の教育課程によることができること。

この場合、児童生徒の国際性の涵養を図るための教育指導や所在国の実状を踏まえた教育活動を積極的に展開できるような配慮が特に求められていることに留意すること。

ア 国際理解や現地理解を深めることを主なねらいとする教科（科目）又は所在国の言語に関する教科（科目）等の設定

イ 学校教育法施行規則及び学習指導要領に定める各教科等の授業時数又は内容の弾力的な取扱い。

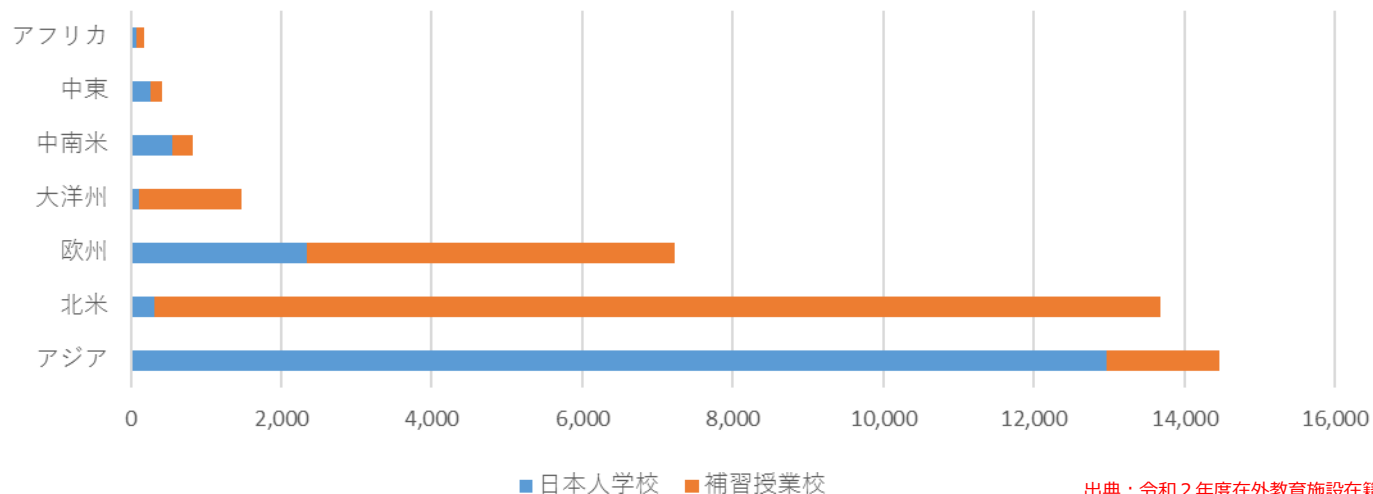
ウ 特定の教科（科目）の授業（一部に限る。）の外国語による実施

# 学校段階ごとの日本人学校の概要

※令和2年4月15日時点

	幼稚部	小学部・中学部	高等部
認定制度の有無 (教育の質保証・上位校への入学資格付与)	×	○	○
在外教育施設への 支援制度の有無	×	○	× ※対象となる生徒に修学支援金相当額を支給
学校数	17	95	1
具体的な日本人学校	ニューデリー、ジャカルタ、バンドン、スラバヤ、ソウル、杭州、ダッカ、クアラルンプール、ヤンゴン、メルボルン、シカゴ、グアム、バルセロナ、ハンブルグ、フランクフルト、アブダビ、ドバイ	(省略)	上海

## 令和2年（2020年）度在外教育施設の児童生徒数（地域別）



出典：令和2年度在外教育施設在籍児童生徒数調査

	アジア	北米	欧州	大洋州	中南米	中東	アフリカ	合計
日本人学校	12,968	321	2,338	115	546	269	76	16,633
補習授業校	1,503	13,357	4,892	1,358	275	139	93	21,617

### 【地域別・規模別日本人学校数】

	500人以上	100人以上 500人未満	30人以上 100人未満	30人未満
アジア	9	16	8	8
北米	-	1	3	-
欧州	-	8	5	8
大洋州	-	-	3	-
中南米	-	2	4	9
中東	-	1	2	5
アフリカ	-	-	1	2
計	9	28	26	32

### 【永住者・外国籍の児童生徒が10人以上在籍する日本人学校】

- シンガポール（クレメンティ）（786人中30人）
- シンガポール（チャンギ）（877人中34人）
- シンガポール（中学部）（409人中14人）
- 上海（虹橋）（747人中37人）
- 上海（浦東）（785人中34人）
- 蘇州（292人中12人）
- 香港（香港）（393人中10人）
- 台北（768人中34人）
- ハノイ（438人中12人）
- シドニー（87人中27人）
- パース（34人中14人）
- メキシコ（136人中38人）
- ロンドン（332人中13人）
- アブダビ（63人中25人）

## 2. 在外教育施設の現状

憲法26条の教育を受ける権利あるいは教育の義務、この規定との関連でございますが、ただいまおっしゃいましたように、この26条が直接、外国にある、つまり在留邦人の子弟に適用があるとは私どもも考えておりませんそれはいろいろ基本的にさかのぼれば問題があるところでございますけれども、どうも、この26条の国民の教育を受ける権利、これは裏から言えば国がそういう教育の設備を整えろということでございますので、それは外国にある子弟に対しては直接適用はない。しかし、直接適用がないからと言って国がほうっておいてもいいというものではもちろんないわけでございますが、これは政策問題にわたる点でございますけれども、外務省あるいは文部省、大蔵省あたりよく御相談の上、なるべく在外の子弟が教育を、少なくとも義務教育を安く受けることができるように手だてをとることが憲法26条の精神に沿うということは、もう当然であると思えます。

# 在外教育施設について

※令和2年4月15日時点

	日本人学校	補習授業校	私立在外教育施設
学校数	95校	229校	7校
児童生徒数	16,633人	21,617人	163人
設立主体	日本人会等の在留邦人組織 等	日本人会等の在留邦人組織 等	日本の学校法人の関与の下、在外教育施設の設置を目的として現地で設立される法人 等
概要	国内の小・中・高等学校における教育と同等の教育を行う全日制学校	土曜日や放課後等を利用して一部の教科(国語、算数・数学が中心)について日本の教科書を用いて授業を行う学校 ※準全日制補習授業校は国語・算数・理科・社会を含む4科目以上を週5日(午後の2時間程度)実施	国内の小・中・高等学校における教育と同等の教育を行う全日制学校
児童生徒	日本人児童生徒(企業等駐在員や永住者の子弟) ※外国籍のみ保持者の受け入れを行う学校もある(上海、アブダビ等)	現地校やインター校に通う日本人児童生徒 ※永住者の子弟や日本語を学ぶ外国籍のみ保持者も多い	日本人児童生徒(日本を中心に世界各地から入学し、寮生活を送る場合が多い)
法令上の規定	○設置・運営についてはなし ○教育課程につき、文部科学大臣の認定 ※告示根拠、国内の小・中・高等学校の課程と同等の課程を有する旨認定	なし	○設置・運営についてはなし ○教育課程につき、文部科学大臣の認定 ※告示根拠、国内の小・中・高等学校の課程と同等の課程を有する旨認定
日本国内上級学校入学資格	中学部を卒業した者は高等学校へ、高等部を卒業した者は大学への入学資格あり(学校教育法施行規則根拠)	なし(児童生徒は現地校やインター校の卒業・修了により日本国内上級学校への入学資格を得る)	中学部を卒業した者は高等学校へ、高等部を卒業した者は大学への入学資格あり(学校教育法施行規則根拠)
教員組織	文部科学省からの派遣教員が中心 ※義務標準法で算定される教員数の8割弱しか派遣できておらず(R2年度)、現地採用教員を学校が独自採用	現地採用教員が中心、ごく一部に文部科学省からの派遣教員(校長等)	学校が採用
国の支援	○文部科学省:教員派遣、教科書の無償給与、教材整備事業補助、通信教育、巡回指導、帰国教師ネットワーク構築 ○外務省:一定の要件(児童生徒数5人以上、授業日数が年間35日以上、公共性あり等)を満たす場合、現地採用教師・講師謝金、校舎借料、安全対策費、校舎特別修繕、耐震化・老朽化対策に係る費用を支援 ○両省:校長研究協議会の開催	○文部科学省:大規模校(100人以上)に基幹的教員(校長等)を派遣(400人超ごとに1人追加)、指導資料の作成配付 ○外務省:一定の要件(児童生徒数5人以上、授業日数が年間35日以上、公共性あり等)を満たす場合、現地採用教師・講師謝金、校舎借料、安全対策費を支援 ○両省:研修会の開催	○文部科学省:義務教育段階では学校法人が日本から派遣する教員に係る支援 ※小・中学部の在籍者が50人以上で、かつ1/2以上が海外在留邦人子女である私立在外教育施設が対象

## 在外教育施設等に対する国による支援について

文部科学省	外務省
<p><b>教育内容に直接かかる経費</b></p> <p>＜主な支援策＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 日本人学校等への教師派遣</li><li>・ 義務教育教科書の無償供与</li><li>・ 通信教育事業補償※1</li><li>・ 教材整備事業補助※1</li><li>・ 在外教育施設巡回指導班の派遣 等</li></ul>	<p><b>在外教育施設の機能強化に係る経費</b></p> <p>＜主な支援策＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現地採用教師・講師給与支援</li><li>・ 校舎建築・購入費用支援（シドニー方式※2）</li><li>・ 校舎借料支援</li><li>・ 安全対策支援（ガードマン、警報機器等）</li><li>・ 耐震化・老朽化対策工事費用支援</li></ul>

※1 海外子女教育振興財団への補助事業

※2 日本人学校が校舎等の購入・建築に必要な経費の一部を一定期間にわたり支援する制度

# 海外子女教育に関する国の施策

海外子女教育は、我が国の主権の及ばない外国において展開されるものであるが、国内とは異なる環境に置かれた子どもに対し、日本国民にふさわしい教育を受けやすくするとともに、国際性を培うことを目的としており、その重要性に鑑み、文部科学省では次の施策を講じている。

## ①日本人学校等への教員派遣 【令和3年度予算額17,061百万円（派遣費・委託費・教員選考研修費）】

日本人学校・補習授業校の教育の充実を図るため、現職教員等に在外教育施設教員として大臣委嘱を行い、日本人学校等に派遣。派遣される現職教員の国内給与相当分を在外教育施設派遣教員委託費として都道府県等に措置しているほか、赴任地における住居費、生活費等として、外務公務員に準ずる在勤手当等を支給。

## ②義務教育教科書の無償給与 【令和3年度予算額 482百万円】

憲法に定める義務教育の無償の精神に鑑み、海外に在留する義務教育段階相当年齢の子どもを対象として、国内で最も多く採択されている義務教育教科書を無償給与。

## ③教材整備事業 【令和3年度予算額 138百万円】

日本人学校及び補習授業校に対して、国内の小学校及び中学校に準じて一般教材等の整備を支援。近年、特に図書整備を充実させているところ。

## ④在外教育施設の教育水準の向上 【令和3年度予算額 9百万円】

補習授業校に対し、新学習指導要領について、補習授業校の教育形態・実状に即した指導計画や指導案等の資料を提供するとともに、我が国の教育関係者や日本人学校の派遣教員を、指導・助言のため派遣。

## ⑤高度グローバル人材育成に向けた先進的プログラムの開発【令和3年度予算額 33百万円】

在外教育施設が有する人材や地理的環境を活かし、高度なグローバル人材育成に向けた先進的プログラム等を開発し、他の在外教育施設や日本国内の学校に展開。

## ⑥在外教育施設を活用した戦略的なグローバル教師の育成【令和3年度予算額 7百万円】

教育実習先として在外教育施設の活用や帰国教師を積極的に活用するためのネットワーク構築・イベント開催など、派遣前後を通じて教員の資質向上と優秀な派遣教員の確保を図る。

【参考】外務省による在外教育施設支援（カッコ内は令和3年度予算額）

○校舎借料補助（約14億円）

○現地採用教員・講師※給与援助（約13億円）※在外教育施設が独自に雇用する教員・講師

○安全対策費援助（約8億円）



# 在外教育施設の戦略的な機能の強化

令和3年度予算額	173億円
(前年度予算額)	177億円)
令和2年度第2次補正予算額	5億円
令和2年度第3次補正予算額	1億円



考  
え  
方

- 在外教育施設においても国内と同等の学びの環境を整備  
(少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備、特別支援教育の充実、免許外指導の縮小)
- 在外教育施設で学ぶ児童生徒をグローバル人材として育成するための取組を推進

## 1. 在外教育施設の教育環境の改善

### (1) 派遣教師数の改善 17,061百万円

#### ◆在外教育施設教員派遣事業等

派遣教師に対し、赴任・帰国旅費及び在勤手当等、都道府県等に対し、教師派遣に係る経費（国内給与相当分）を交付  
・派遣教師数 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備、特別支援教育の充実、免許外指導の縮小

**1,321名 → 1,331名 (+10名)**

#### ◆派遣教師の選考・研修、校長研究協議会の実施等

### (2) 教育環境の改善 138百万円

教材整備費／通信教育事業費補助

### (3) 安全管理体制の構築、教育支援 55百万円

安全対策／補習授業校巡回指導／スクールカウンセラー巡回指導／特別支援教育相談体制構築

(参考) 令和2年第2次補正予算において、生徒用及び教師用PC整備等のために498百万円を措置

令和2年第3次補正予算において、ICT機器整備及び感染症対策支援のために115百万円を計上

## 2. 高度グローバル人材の育成支援

在外教育施設が所在する環境を生かし、児童生徒や教師のグローバルな能力獲得を支援

#### ◆在外教育施設の高度グローバル人材育成拠点事業（研究開発校） 33百万円（1.（3）の内数）

#### ◆在外教育施設の在り方と機能強化に関する調査研究 3百万円（1.（3）の内数） **新規**

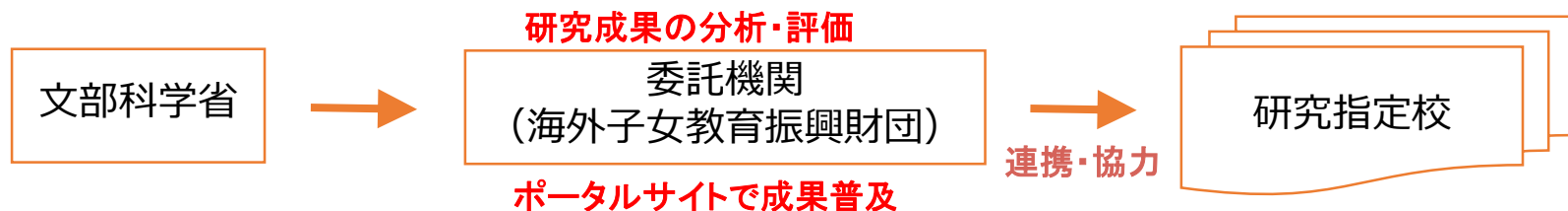
### 3. 在外教育施設に対する支援等

# 在外教育施設の高度グローバル人材育成拠点事業

令和3年度予算額 33百万円  
 (前年度予算額 45百万円)

## 狙い

在外教育施設が有する人材や地理的環境を活かし、高度なグローバル人材育成に向けた先進的プログラム等を開発し、他の在外教育施設や日本国内の学校に展開する。



テーマ	具体的な取組
グローバル人材の基礎的資質形成プログラム 【香港日本人学校】	「グローバルクラス」(小4~6)のカリキュラム開発 新学習指導要領を見据えた探求的学習の開発、英語で算数や理科を学習
日本人学校における日本語指導プログラム 【台北・台中・高雄日本人学校】	日本人学校の国際結婚家庭の児童のための日本語指導プログラム開発 補講の中での日本語指導案作成、教科指導における日本語指導の在り方の構築
補習校における日本語能力向上プログラム 【ダラス補習授業校】	補習校に通う児童のための日本語指導プログラム開発 国際結婚家庭及び現地の児童生徒に対する日本語指導カリキュラムを開発、遠隔での教員研修を通じて教員を派遣していない補習校の授業力を向上
日本文化発信の拠点形成プログラム 【aアスンシオン日本人学校/ b西大和学園カリフォルニア校】	a. 日系人に対する授業又は活動を通じて日本への愛着を維持発展させる方法を開発 b. 日本文化発信基地としての学校図書の利用の在り方を構築
特別支援教育遠隔指導プログラム 【国立特別支援教育総合研究所】	在外教育施設における特別支援教育の支援体制の強化を図るため、スカイプ等を活用した遠隔指導システムに係るマニュアルを整備
ICTを活用した遠隔での教育の質向上プログラム 【サンパウロ日本人学校/リオデジャネイロ日本人学校/ アグアスカリエンテス/サンホセ日本人学校】	ICTを活用した遠隔での教員研修等の実施により教育の質向上を図る

## 目的

- 新型コロナウイルス感染症の世界的な影響により在外教育施設に生じた様々な課題に対応し、**児童生徒の学びの保障を図り、非常時でも途切れない教育体制を確立**するために、公益財団法人海外子女教育振興財団が行う**PC端末の整備、ICT支援員の配置**及びPC端末を活用した**コロナ禍における教育体制構築に関する実証事業の費用を補助**する。

## 事業概要

① 児童生徒及び教師用のPC端末整備（1 / 2 補助）

- 感染症の影響により家庭でのオンライン授業等ICTを活用した教育が必須となり、その環境整備が急務となっていることから、児童生徒及び教師に1人に1台のPC環境を実現。
  - ・児童生徒用PC 約11,000台 教師用PC 約1,000台

② ICT支援員の配置（1 / 2 補助）

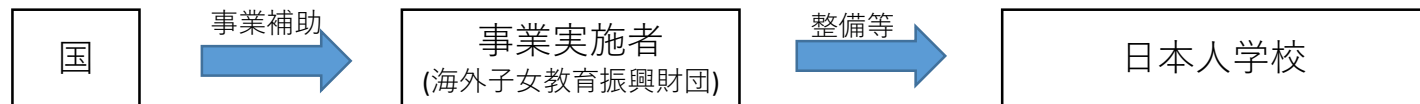
- 新規導入PC台数が50台以上の学校に対し、ICT支援員を配置。

③ コロナ禍におけるICTを活用した教育体制構築に関する実証事業（定額補助）

- コロナ禍における児童生徒の学習機会に与える影響の軽減を図るため、ICTを活用した教育体制の構築を目的とし、在外教育施設特有の課題抽出、効果検証を行うための実証事業を30校程度を対象に実施。

- (取組例)
- ・学校同士が連携し、オンライン授業の共同実施や児童生徒間の交流を行う取組み
  - ・国内の待機教員や一時帰国生徒の参画を得て、効果的な授業運営を行う取組み
  - ・ICTを活用した児童生徒への指導・評価やカウンセリングを行う取組み

## 【スキーム図】



# 在外教育施設におけるICT機器整備事業

令和2年度第3次補正予算額

0.9億円

令和2年度当初予算額

1億円

令和2年度第2次補正予算額

5億円



文部科学省

(文部科学省所管)

## 目的

- 新型コロナウイルス感染症の世界的な影響により在外教育施設に生じた様々な課題に対応し、**児童生徒の学びの保障**を図り、**非常時でも途切れない教育体制**を強化するために、公益財団法人海外子女教育振興財団が行う、在外教育施設による**ICT機器の整備に係る費用を補助**する。

## 在外教育施設におけるICT機器整備事業 0.9億円

### ① 施策の概要

新型コロナウイルスの感染再拡大など非常時でも途切れない教育体制を強化するとともに、デジタル革命時代の人づくりに必要な教育基盤の質の向上を図るため、在外教育施設によるICT機器の整備に係る費用を補助する。

### ② 補助要件

#### 1. 対象機器(例)

実物投影機、モニター、充電保管庫、Webカメラ・マイク

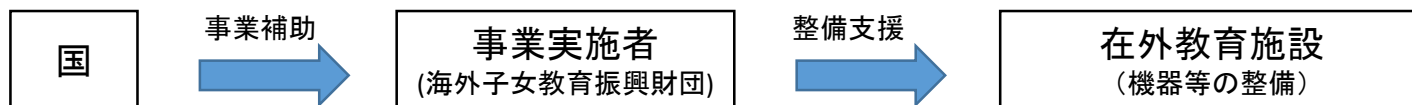
#### 2. 対象施設

日本人学校、私立在外教育施設

#### 3. 補助率 1/2



### 【スキーム図】



背景説明

海外で学ぶ日本人児童生徒に対して、日本国内の学校教育に準じた教育を実施することを目的として、日本人学校・補習授業校等の在外教育施設が設置されている。文部科学省においては、当該施設における教育の充実のため、国内の小中学校等の教師を派遣している。



目的・目標

- 在外教育施設においても国内と同等の学びの環境を整備（少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備、特別支援教育の充実、免許外指導の縮小）
- 在外教育施設で学ぶ児童生徒をグローバル人材として育成するための取組を推進

## 事業内容

### ① 在外教育施設教員派遣事業 10,415百万円 (10,889百万円)

在外教育施設派遣教師等に対し、赴任・帰国旅費及び在外教育施設において勤務するために必要な衣食住等に充当する在勤手当等を支給

◆ 対象：現職（都道府県等、私学、国立）、シニア、プレ

◆ 派遣教師数：少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備  
特別支援教育の充実、免許外指導の縮小

1,321人 → 1,331人 **10人増**

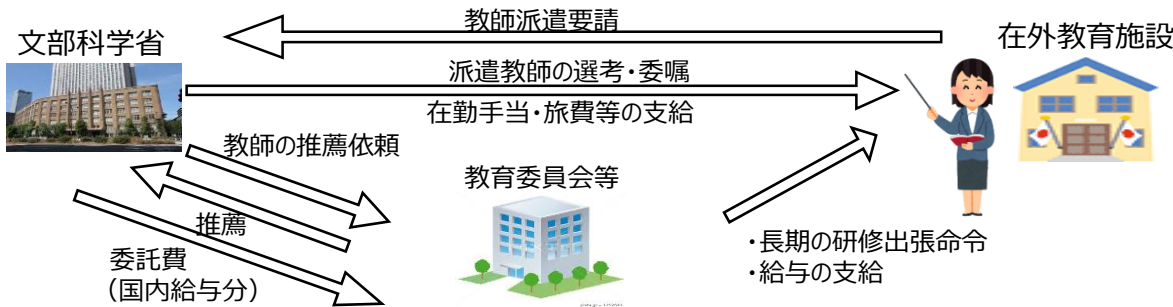
### ② 在外教育施設派遣教員経費の委託

6,616百万円(6,615百万円)

在外教育施設における教師の確保に係る経費（国内給与相当）を、都道府県等に対し委託費として交付

◆ 交付先：都道府県・指定都市、学校法人  
◆ 対象者数：990人

## 教師派遣の仕組み（公立学校の教師の場合）



### ③ 在外教育施設派遣教員選考・研修等

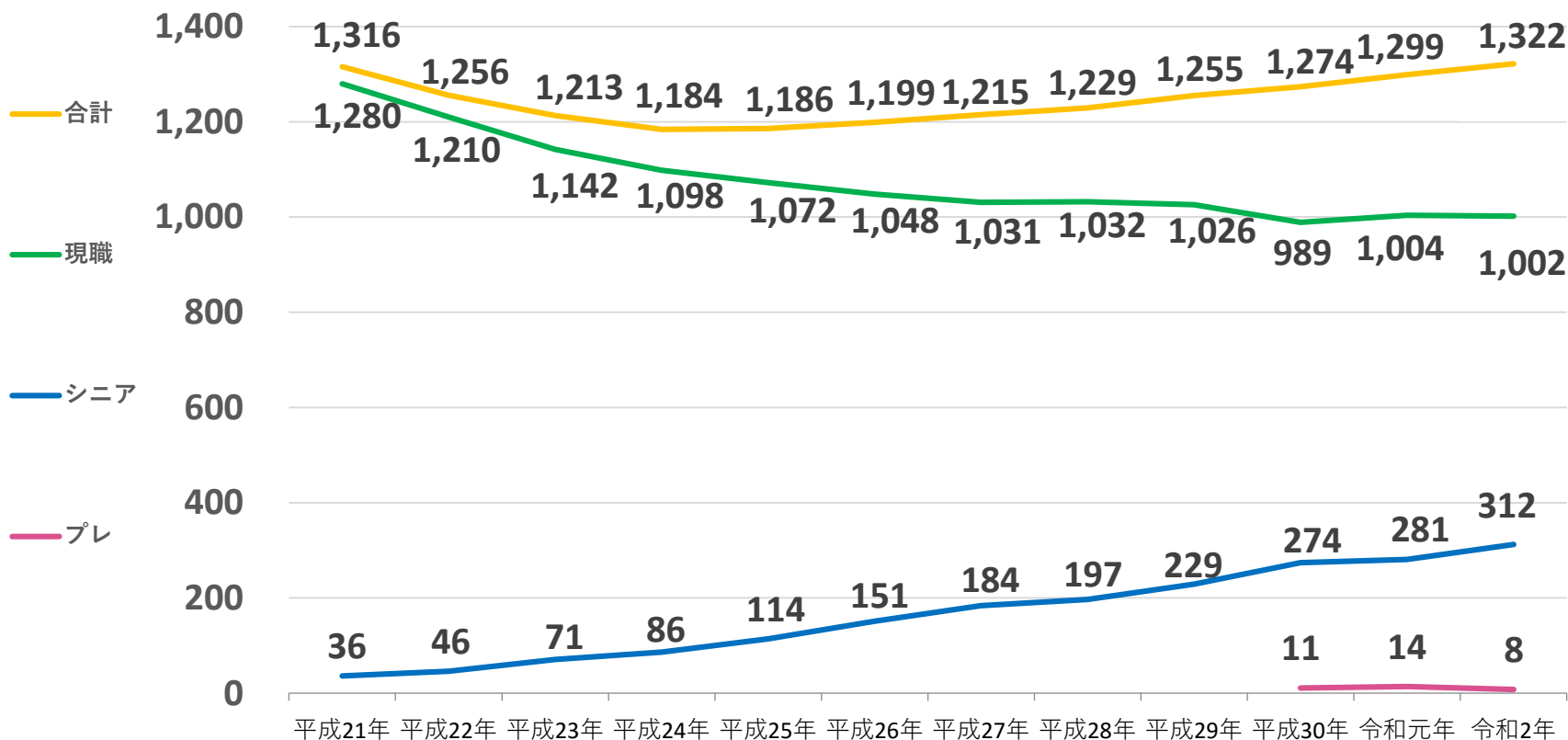
29百万円(30百万円)

在外教育施設派遣教員等の選考及び派遣後の職務等を適切かつ円滑に行うために必要な事前研修等を実施

## 成果、事業を実施して、期待される効果

在外教育施設に対する派遣教師数を改善することにより、国内と同等の学びの環境整備（少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備、特別支援教育の充実、免許外指導の縮小）、在外教育施設を活用したグローバル人材育成の取組が進むなど、在外教育施設の機能強化が図られる。

# 日本人学校・補習授業校への派遣教師数の推移



充足率 (%)	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
	79.2	74.8	74.8	72.2	70.6	70.5	71.6	72.3	74.0	75.2	76.0	76.9

※「充足率」・・・「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき算定した教員定数に占める「文部科学省からの派遣教師数」の割合

## — 在外教育施設を活用した戦略的なグローバル教師の育成 —

### 派遣前



### 派遣中



### 派遣後



#### 〔現状・課題〕

- ・教育委員会からの推薦数減(教育委員会としての推薦メリットが少ない)
- ・平成19年度から退職教師を派遣する「シニア枠」を創設(令和2年度は312名/1,322名)
- ・平成29年度応募から「姉妹都市交流枠」を創設

#### 〔現状・課題〕

- ・派遣中の教師評価の改善(平成29年度から評価指標の細分化(3→5段階評価)等の様式改訂)
- ・平成29年度から特色あるプログラムを開発する「高度グローバル人材育成拠点事業」開始

#### 〔現状・課題〕

- ・帰国教師を面接選考試験官や研修講師、巡回指導員等として活用
- ・都道府県毎に企画される帰国教師報告会や国際理解教育研修などの講師として活躍
- ・帰国後の人事配置や評価への活用不十分

### 戦略的な人材確保・人事配置

- 小学校教師の英語力強化を目的とした優先配置(補習校と日本人学校への若手教師併任派遣)
- 外国人児童生徒等の増への対応強化を目的とした優先配置(ポルトガル、中国、フィリピン等)
- オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして交流を図っている国や地域への優先配置
- 特色ある在外教育施設への配置を自治体等が希望できる公募制度の創設
- 国内講師や現地学校採用教師などの教師予備軍を派遣する「プレ枠」の創設
- 教育実習先として日本人学校への受入れを可能とする制度の創設



### 戦略的なグローバル教育活動

- 評価制度の改善により、帰国後の評価にも活用されるよう一層の周知
- 「高度グローバル人材育成拠点事業」※の積極的発信

※「高度グローバル人材育成拠点事業」(2017～)  
～令和元年度取組～【海外子女教育振興財団委託】

- ・グローバル人材の基礎的資質形成プログラム開発(香港日)
- ・日本人学校日本語指導プログラムの開発(台北日)
- ・補習校日本語能力向上プログラム開発(ダラス補)
- ・日本文化発信拠点プログラム開発(西大和、アスンシオン)
- ・特別支援教育遠隔指導プログラム開発(2018～)(特別支援教育総合研究所)
- ・ICTを活用した遠隔での教育の質向上プログラム(2019～)



### 戦略的な帰国教師の活用促進

- 帰国教師を対象としたレセプションを開催(2017/8/25)
- 本プロジェクトの広報・普及を目的とした文部科学大臣からのアンバサダー委嘱(室伏広治氏、高嶋ちさ子氏、油井亀美也宇宙飛行士)
- 帰国教師を積極的に活用するためのネットワーク構築
- 文部科学大臣優秀教職員表彰において、在外教育施設での派遣経験を考慮して選考
- グローバル教師やキャリアパスに焦点を当てた「トビタテ！グローバル教師フォーラム」を開催(2018/8/20)
- 派遣教師の経験を国内で活用するための課題について考える「第2回トビタテ！グローバル教師フォーラム」を開催(2019/8/5)





# 次世代を担うグローバル教師育成に向けた取り組みについて

## (1) 教育実習の実施

### 背景

・経済社会のグローバル化の進展、令和2年度からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化、増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要  
 ・文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進  
 ⇒教育職員免許法施行規則の一部改正（平成30年12月）により、文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設(※)による教育実習が平成31年4月より可能となった。

### 令和元年度実績

受入校 ジャカルタ日本人学校

1. 実施校：高松大学（私立）
2. 実施時期：令和元年9月10日～14日（5日間）
3. 実習生：2名
4. プログラムの詳細：右記のとおり
5. 主な成果：
  - ・海外における特色ある教育や指導法（ジャカルタの特色を生かした学校行事、教科の教材開発、学習指導）に触れることができた。
  - ・全国から集まる教師から様々な教授法や教育情報を学ぶことができた。
  - ・現地採用教師との交流を通して多面的な世界観に触れることができた。
6. 令和2年度の状況：2名とも教員採用試験に合格

	朝の活動	1校時	2校時	3校時	4校時	5校時	6校時	放課後
9月10日 火	自己紹介 実習期間 等の説明	オリエンテーション 小学部・中学部 学校施設・活動見学	配属学級・学年 授業参観	配属学級・学年 授業参観	配属学級・学年 授業参観	実習生 特活研究授業 (2年・4年)	配属学級・学年 授業参観	14：55バス発車 学校採用教員(若 年)との情報交換会
9月11日 水	6：00 朝食バイキング 8：00 ホテル出発	大使館訪問 9：00～10：00						ジャカルタ市内視察
9月12日 木	朝の活動 朝の会	小1 道徳：授業参観	実習生 道徳研究授業 (2年・4年)	小4（能力別） インドネシア語 授業参観	幼稚園 施設・活動見学	小2 道徳：授業参観	配属学級・学年 授業参観	14：15バス発車 14：30校内研修 道徳研究協議
9月13日 金	朝の活動 朝の会	現地校視察 SDN Pondok Kacang Barat03（公立校） 8：30～9：30 Yayasan Sekolah Annisaa Selatan（私立校） 10：00～11：00 軍人英雄墓地（マカム）見学 ～12：00				小5（能力別） 英会話 授業参観	1・2年 ことばの教室 授業参観	14：55バス発車
9月14日 土	6：00朝食バイキング 6：30チェックアウト 荷物を校長宅へ移動 7：00出 発 8：00学校着	8：55 中学部合唱コンクール	小学部公開授業			配属学級・学年 授業参観 児童とのお別れ		13：55バス発車 14：05終礼 教職員へ挨拶 14：30学校発

※令和元年度高松大学報告書等に基づき文部科学省作成

### 令和2年度実績

受入校 香港日本人学校香港校

1. 実施校：佛教大学（私立）
2. 実施時期：令和2年7月6日～24日（15日間）
3. 実習生：1名（通信教育課程在籍社会人・香港在住）

#### 4. 主な成果

- ・コロナウイルス感染症の影響で対面授業からオンラインでの授業となったが、教育実習を通して日本の子供たちの自立心の高さなどを再確認することができた。
- ・日本全国から集まる教師が作成する各地域の特色を生かした教材など、今後の教材を作る上で非常に参考になった。
- ・今後は正規の教員となることを目指したい。

※佛教大学報告書等に基づき文部科学省作成

※文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設について、「在外教育施設の認定等に関する規程（平成3年文部省告示第114号）」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定めるものであること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準ずること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準ずることなどの基準が定められている。

## (2) プレ派遣の推進

### 背景

在外教育施設を活用した戦略的なグローバル教師の育成の観点から、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、その一環として正規採用教諭を目指す若手教師の育成を目的として、「プレ派遣教師」制度を平成30年度より実施。

### プレ派遣教師の派遣実績

○派遣期間は原則として1年間。評価等に応じて最長3年間まで延長可能。

(実績) ・平成30年度 11名(教員採用選考試験に1名合格) ・令和元年度 14名(教員採用選考試験に7名合格)  
・令和2年度 8名 ※令和2年度新規派遣者 5名

## (3) 在外教育施設での教師経験が評価される取組みについて

### 背景

・「教員採用等の改善に係る取組について」(平成29年1月26日付け文部科学省初等中等教育局教職員課長通知)により、日本人学校等での勤務経験など国際的な活動経験を有する者等に対し、一部試験免除や特別の選考など、日本人学校等での経験や技能・実績を考慮した採用選考の実施に努めるよう各都道府県・指定都市教育委員会に通知。

・「教員採用等の改善に係る取組について」(平成30年2月21日付け文部科学省初等中等教育局教職員課長通知)により、小・中・高等学校を通じた外国語教育の改善として、日本人学校等での勤務などの海外経験を考慮した加点など外国語の指導法等の専門性を考慮した採用選考を実施するよう各都道府県・指定都市教育委員会に通知。

### 国内における取組み事例

○文部科学省における取組

・文部科学大臣優秀教職員表彰候補の推薦において、「国際交流等の分野における特に顕著な成果」として、在外教育施設に派遣経験のある教員(現在の派遣教員も含む。)の在外教育施設での指導経験並びに派遣経験を活かした国内での教育活動等についても考慮。

○教員採用における取組

- ・京都府 : 平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間に、海外の日本人学校において合計して3年以上の勤務経験がある者は、第1次選考試験の専門教科において5点加点。
- ・横浜市 : 教職経験者等特別選考において、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間に日本人学校で常勤として勤務する教師としての教職歴が通算1年以上の者は、第1次試験が「教科専門試験」「一般教養、教職専門試験」の代わりに「指導案に関する試験」を実施。
- ・千葉県・千葉市 : 社会人特別選考において、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間に日本人学校等の現地での採用により2年以上の勤務経験を有する者は、「教職教養」の選考を免除され、「専門教科」「集団面接」の選考を実施。

# 【参考】公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

